

# 豊島区災害廃棄物処理基本計画（案）の概要

ごみ減量推進課

## 1. 計画の目的・位置付け

豊島区災害廃棄物処理基本計画は、災害廃棄物対策指針（環境省）や東京都災害廃棄物処理計画を念頭に、災害発生時のための平常時の備え、災害に伴い発生した廃棄物処理に関する基本的な考え方や処理方法など、災害廃棄物の適正かつ迅速・円滑な処理を行うために必要な基本事項を定めたものである。今回、「首都直下地震による東京の被害想定」が見直されたことや東京都災害廃棄物処理計画の改定に伴い、本計画を改定する。

## 2. 対象とする災害と廃棄物

本計画は、自然災害（地震災害、水害、土砂災害、竜巻、火山災害及び津波・高潮災害）を対象とする。「首都直下地震による東京の被害想定」（令和4年 東京都防災会議）における被害想定のうち、多摩東部直下地震（冬の夕方18時・8m/秒）に基づき被害を想定すると、本区では約43万トンの震災廃棄物が発生すると推計される。

## 3. 災害廃棄物処理のながれ

災害時に発生する廃棄物	
片付けごみ	発災後に設置する一次仮置場へ分別の上、排出する。
生活ごみ	平常時と同様の方法で収集運搬を行う。
避難所ごみ	生活ごみと同様の方法で収集運搬を行う。
し尿	下水道に支障が生じ断水となった際は、マンホールトイレや携帯トイレ、簡易トイレの活用を優先する。場合によっては、し尿の汲み取りが必要となる仮設トイレが設置されることがあり、協定締結先等からバキューム車を手配して収集運搬を行う。
解体廃棄物等	できる限り直接処理・処分先へ排出することを原則とする。直接処理・処分先への排出が難しい場合は、23区が共同で設置する二次仮置場へ搬入する

<片付けごみ、生活ごみ、避難所ごみ等の処理フロー図>

